

広島県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十六日

広島県人事委員会委員長 加藤 誠

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令

広島県人事委員会処務規程（昭和四十一年広島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前			
<p>別表第一（第五条関係） 事務局長専決事項 第一 一般的事項 一―三十三（略） 三十四 短時間勤務 会計年度任用職員 の給与及び費用弁 償の支給に関する 規則（令和元年広 島県人事委員会規 則第二十五号）第 三条第三項及び第 八条の規定による 承認（職員の給与 に関する条例（昭 和二十六年広島県 条例第二十二号） の改正に伴うもの に限る。） 三十五―四十八 （略） 第二（略）</p>	（略）	（略）	<p>別表第一（第五条関係） 事務局長専決事項 第一 一般的事項 一―三十三（略）</p>	（略）	（略）
	（略）	（略）		（略）	（略）
				三十四―四十七 （略） 第二（略）	

附 則

この人事委員会訓令は、令和二年四月一日から施行する。